

白保地区に建設が計画されているリゾートホテル計画（仮称）石垣島白保ホテルプロジェクトについて、5月から現在に至るまで私たちは、石垣市に対していくつかの問題点を指摘し、要望書を提出しましたが、中でも下記の2点に関しては行政手続き上非常に問題であると考えています。しかし、市が今後どのような対応を予定しているのか、住民には全く説明がない状況です。つきましては、それぞれの問題について、開発地域の住民である私たちの考えを市に再度お伝えしたうえで、市の考えを示していただきたく、面談を希望します。

記

1. (仮称)石垣島白保ホテルプロジェクトの事業主体である株式会社石垣島白保ホテル&リゾートは、石垣市自然環境保全条例における開発行為の事前協議において、虚偽の申請を行っているが、市はその申請内容の真偽を確認しないまま事前協議を終えています。そして、故意に事実を捻じ曲げた虚偽の内容が基本計画審査申請書に含まれていることを私たちが指摘し、このままでは公正な審査とはいえず、行政手続きの公平も保たれないことを正しました（平成29年7月10日、7月12日付文書）。しかし、市は事業者に対して基本計画の再提出を求めるわけでもなく、問題を放置しています。
2. 石垣市は、(仮称)石垣島白保ホテルプロジェクトについて、石垣市自然環境保全条例における事前協議において、石垣市自然環境保全条例施行規則第8条第1項7号、第8条第2項によって参照すべき石垣市開発事業事前指導要綱を参照しなかった結果、開発区域が保安林に接している場合、保安林から直線距離で一定区間、区画形質の変更を避けるという指導をせず、当該指導要綱の距離基準よりかなり近くに建築物を建てる計画のまま、事前協議を終えています。そしてその計画のまま都市計画法の開発許可申請がなされる可能性があります。私たちが平成29年7月12日に市に口頭で指摘しましたが、問題解決の動きがうかがえないため、平成29年8月4日に改めて、文書で市に指摘を行いました。

以上

<今後市がとるべき対応>

1. 市条例に基づく事前協議において、事業者が計画内容を偽って申請を行ったことは、許されるべきではありません。事後の対応として、市は事業者から内容を正しく訂正した開発行為基本計画審査申請書を受けて、再度事前協議を行うべきです。しかしその前提として、事業者は虚偽の申請をしたことを認め、市と地域住民に謝罪し、同様の不正をしないよう誓約書を提出することを、市は再協議の条件にするべきであると考えます。企業とはいえ、一市民として行政の審査を受ける以上、信義誠実の義務と社会的責任は、当然のごとく負っています。一般市民でも、それが学生であっても、犯した過ちに対しては「謝罪と反省と二度としないという約束」が常識です。さもないと、市は、開発行為の届け出を受理するべきではないと考えます。
2. 市は、事前協議において指導すべき点が指導されていなかったことを事業者に通知して、追加の指導を行う必要があります。前項1で述べたように、事業者は再度事前協議を申請すべき立場であるところ、その再協議にあたって、これまで指導していなかった保安林と建物との距離をあけることを、法令に忠実に指導するべきであると考えます。（なお、私たちが8月4日付で提出した文書で、20m離すべきところ計画では約13mしか離れていないと指摘しましたが、正しくは約6.5mしか離れていないことを訂正しておきます。）

平成29年8月8日

白保リゾートホテル問題連絡協議会 会長 新里昌央